

兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

令和2年1月17日

兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習実施要領

(目的)

第1 兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習は、兵庫労働局、兵庫労働局管内労働基準監督署においてインターンシップの受け入れを行い、就業前の学生に実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援、職業についての意識の涵養等に資するとともに、兵庫労働局で勤務する労働基準監督官の仕事の魅力や職務内容の理解を深めることを目的として実施するものとする。

なお、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項については、本実施要領において定めるものとする。

(実習の期間)

第2 実施の期間は、原則として、毎年7月から9月までの夏季、3月の春季のいずれかの休暇期間を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は2日程度とする。

(実習の場所)

第3 学生を受け入れる部署等は、兵庫労働局(兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー)の関係部署、兵庫労働局管内労働基準監督署とする。

(実習の対象者)

第4 実習の対象者は、大学又は大学院(以下「大学等」という。)に在籍する学生とする。

(学生の募集の周知方法)

第5 学生の募集は、受け入れる条件、受け入れ予定者数等を、兵庫労働局ホームページ等に掲載して周知するものとする。

(申し込み、受け入れ対象者の決定及び通知)

第6 受け入れ対象者の決定及び通知については、次のとおりとする。
兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習を申し込む学生は、履歴書と現在在学中であることを証明できる学生証の写し(有効期間がある場合は、その期間が判別できる箇所を含む。)を兵庫労働局労働基準部監督課へ郵送するものとする。
兵庫労働局長は、受け入れることとする学生には、通知するものとする。
なお、兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習の申し込みの際に郵送された履歴書等の書類は返却しないものとする。

(実習の内容等)

第7 実習の内容等は、次のとおりとする。
実習期間中、特定の個人又は法人に関する情報を取り扱う業務を実習生に行わせることは

ない。

実習には指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。

実習生は、関係部署、兵庫労働局管内労働基準監督署からの説明のほか、若手労働基準監督官との座談会などを通して労働基準監督官の業務を理解する。また、労働基準監督官が使用する法令集を用いて資料を作成し、模擬体験を実施する。

実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成し、指導員に提出するものとする。

指導員は、報告書の内容の確認等を行い、兵庫労働局長及び関係部署の長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第8 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。

実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、兵庫労働局長は当該実習生の実習を打ち切ることができるものとする。

実習生は、上記 ~ に関する誓約書(別添2)を作成し、実習開始2週間前までに兵庫労働局労働基準部監督課に郵送により提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

実習時間は、9時30分から16時30分までとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。

実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。

実習は、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。

実習期間のうち1/2以上の欠務があった場合又はその他不都合な行為を行った場合は、兵庫労働局長は実習を打ち切ることができる。

実習中、指導員から特別の指示があった場合、それに従うこと。

実習中における兵庫労働局内での写真撮影、録音録画は禁止する。

2日間の実習カリキュラムが修了した時点で、実習生に対して修了証を発行する。

(経費負担等について)

第10 実習生の経費負担等は、次のとおりとする。

実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

実習に参加する学生は、原則として、実習の期間を対象とした学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。

学生が厚生労働省又は第三者に損害を与えた場合は、学生が加入している賠償責任保険により補償する。

実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で兵庫労働局に対する求償権を放棄する。

上記 から の保険の利用に関する手続等については、兵庫労働局労働基準監督官職場体験実習の受け入れの通知を受け取った以降、すみやかに賠償責任保険及び傷害保険に加入し、当該保険証書・申込書等の保険加入が確認できる書類の写しを実習開始の2週間前までに兵庫労働局労働基準部監督課へ郵送しなければならない。

(その他)

第 11 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途兵庫労働局長が定めるものとする。

また、実習の実施について、疑義が生じた事項については、兵庫労働局労働基準部監督課と実習生が協議して決定するものとする。

第 12 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。